



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月11日（金） 第9833号

目次

	ページ
告 示	
○定例県議会の招集（財政課）	2
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	2
○令和2年度砂利採取業務主任者試験の実施（砂防課）	2
教育委員会規則	
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	4
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
落 札	
○落札者等の決定（会計管理課）	6
○同（群馬産業技術センター）	6
○同（精神医療センター）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年9月18日、定例県議会を前橋市に招集する。

令和2年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
中群馬	理 事	再 任	清水茂	高崎市正観寺町1040番地
	同	同	松本孝一	同 引間町1228番地
	同	同	福田誠	同 菅谷町563番地
	同	新 任	松田智之	前橋市総社町総社3597番地
	同	同	内田直	高崎市稲荷台町324番地1
	同	同	樋口登茂悦	同 菅谷町1140番地4
	同	退 任	福嶋初男	同 塚田町19番地1
	同	同	塚田治男	同 東国分町521番地2
	同	同	坂本達郎	同 棟高町2211番地
	監 事	再 任	武井民部	同 正観寺町1028番地
	同	同	塚田輝好	同 東国分町525番地
	同	同	飯塚孝	同 福島町801番地1

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和2年度（2020年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和2年9月11日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和2年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）22階222会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は各県内土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
 - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、令和2年10月12日（月）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）
- 8 受験願書の提出
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - (2) 受験願書の受付期間は、令和2年10月5日（月）から同月23日（金）までとする。
 - (3) 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和2年10月23日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和2年12月1日（火）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

■ 教育委員会規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十九号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第三聾学校の項中「四七」を「四〇」に改め、同表沼田特別支援学校の項中「三九」を「四二」に改め、同表館林高等特別支援学校の項中「四一」を「四二」に改め、同表藤岡特別支援学校の項中「五八」を「六六」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和2年9月11日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,473
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 302,953
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	9,829
甘楽郡	6,474
吾妻郡	15,540
利根郡	9,505
佐波郡	10,100
邑楽郡	27,334
前橋市	93,149
高崎市	103,290
桐生市	31,479
伊勢崎市	56,005
太田市	59,158
沼田市	13,381
館林市	20,865
渋川市	21,931
藤岡市・多野郡	19,236
富岡市	13,515
安中市	16,445

みどり市

13,975

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月11日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 日の丸ディーゼル株式会社 前橋市高井町1丁目35番地32
- 5 落札金額 48,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年7月17日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月11日

群馬県立群馬産業技術センター所長 小宅 勝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 材料試験システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町84-1
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 群栄産業株式会社 群馬県伊勢崎市日乃出町76番地
- 5 落札金額 39,479,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年7月10日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月11日

群馬県立精神医療センター院長 赤田 卓志朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 マルチスライスCTシステム 一式（仕様書に示す無償保証修理期間を除く4年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立精神医療センター事務局経営課 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374

- 3 落札者を決定した日 令和2年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社タカサキ医療器 群馬県高崎市福島町704番3号
- 5 落札金額 39,079,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年7月10日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
